

## 一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事前審査）

### 「令和4年度データセンター誘致推進基礎調査業務委託」

令和4年度データセンター誘致推進基礎調査業務委託の「入札参加資格の事前審査による一般競争入札」に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか事前に審査を受け、所要の適格認定を得て入札に参加しなければならない。

当該入札に参加しようとする者は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課へ提出しなければならない。

#### 記

#### 1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

＊ 提出する入札参加資格確認申請書類については、持参し、及びその提出書類について説明することが望ましいが、郵送による申請を可とすること。

郵送により事前審査を受ける場合には、申請書類を入れた封筒に申請者の氏名、住所等を表記の上、当該調達業務の名称とその入札参加資格確認申請書類が在中していることを明記して書留郵便で提出期限（受付期間の最終日）の前日までに必着させること。郵送の場合には、必要な確認等は電話で行うこととするため、その連絡が取れない場合、必要な説明が得られない場合その他必要な書類が欠けている場合には受付できない、又は参加資格要件不適合となるので注意すること。

##### （1）受付場所

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2748

ファクシミリ番号 073-422-1933

##### （2）受付期間

令和4年11月9日（水）から令和4年11月17日（木）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

#### 2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

##### （1）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）（様式6）

イ 入札公告に定める人材要件及び実績要件を満たした者であることを証する書類

（ア）人材要件に関するもの

a 「データセンターの管理・運営の実務経験を3年以上有する者1名以上」に関するもの  
< 当該実務経験者が入札者本人又はその職員（役員を含む）であり、常勤の者であること。また、その実務経験者はデータセンターの管理・運営を業とする事業者本人又はその従業員として、3年以上の期間データセンターに関する管理・運営の実務に従事（必ずしも専従かつ連続している必要はないこと。）していたこと。 > : ①及び②の書類

① 当該実務経験者であることを証明することができる書類の写し

② 当該実務経験者に係る常勤が確認できる書類の写し

b 「データセンターに関する調査・誘致等の業務の実務経験を3年以上有する者1名以上」

に関するもの<当該実務経験者が入札者本人又はその職員（役員を含む）であり、常勤の者であること。また、その実務経験者はデータセンターの調査・誘致等を業とする事業者本人又はその従業員として、3年以上の期間データセンターに関する調査・誘致等の実務に従事（必ずしも専従かつ連続している必要はないこと。）していたこと。>：①及び②の書類

① 当該実務経験者であることを証明することができる書類の写し

② 当該実務経験者に係る常勤が確認できる書類の写し

(イ) 実績要件に関するもの

a 「直近5年において、データセンターに関する同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）」に関するもの <当該入札公告日「令和4年11月9日」から過去5年間に国又は地方公共団体（以下「国等」という。）又は独立行政法人、公社・公団、民間企業等（以下「民間等」という。）と契約した同種同規模の業務を適正に履行(完了)したこと。

>：①又は②の書類

\*「同種同規模の契約実績」とは、データセンター候補地に関する現況やデータ需要等の基礎調査業務において相当(当該発注業務と同類の業務内容)する業務で、その契約金額がこの入札公告で発注する業務の契約金額に相当（当該発注業務の予定価格の概ね50%以上の契約金額）するものの契約実績である。

① 当該同種同規模の業務に係る国等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等

② 当該同種同規模の業務に係る民間等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書・履行(完了)証明書等の写し等

b 「自社の業務として同種同規模の調査実績があること。」に関するもの <当該入札公告日「令和4年11月9日」から過去5年間に自社の業務として同種同規模の業務を適正に履行(完了)したこと。>：①の書類

\*「同種同規模の調査実績」とは、データセンター候補地に関する現況やデータ需要等の基礎調査業務において相当(当該発注業務と同類の業務内容)する調査実績である。

① 当該同種同規模の業務に係る調査実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：調査結果書類等

ウ 業務概要調書（様式7）

エ 業務実績調書（様式8）

オ 役員等に関する調書（様式9）

カ 提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書（写し可）

キ 和歌山県が課する県税（滞納金等を含む）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの（県内に営業所等がある場合）

ク 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれに相当する書類）

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する県の資格登録制度による登録を受けている者にあたっては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のウからケまでに掲げる申請書類に代えることがで

きる。

(3) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

### 3 入札参加資格確認申請書類の作成(調製)における留意事項

#### (1) 全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によること。

(イ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(ウ) 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(エ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出(担当者が持参して説明すること。)に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請(提出を含む。)に関する費用は、申請者の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

#### (2) 個別事項

ア 人材要件に関する添付書類の「常勤が確認できる書類の写し」は、原則として、当該常勤者についての次に掲げる書面のいずれかの写しとする。

a 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)

b 健康保険被保険証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書  
直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届

c 社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書(事業主通知用)

d 雇用保険に加入できない者その他 a～c の書面が整えられない者については、当該申請書類提出日の月の前3か月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

### 4 審査結果の通知

申請者には、「一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により令和4年11月24日までに通知するものとする。

なお、「一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の入札において必要となるので、申請者(入札者)において大切に保管するものとする。

### 5 不適格認定の理由の説明

(1) 「一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面(ファクシミリを除く。)により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の(1)に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

(2)(1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の5の(3)により行うものとする。